別記団体御中

事務連絡

令和７年６月

パートナーシップ構築宣言について

厚生労働省

医薬産業振興・医療情報企画課

政府では、サプライチェーン全体での付加価値向上や取引関係の適正化に向けて、「パートナーシップ構築宣言」に係る取組を推進してまいりました。関係団体の皆様の御尽力により、宣言数は７万社を超え、多くの事業者から本宣言の趣旨に御理解・御賛同をいただいておりますこと、厚く御礼申し上げます。

昨今、我が国経済は原油・原材料等の価格高騰や円安等に伴う急激なコスト上昇に直面しており、賃上げ原資の確保の観点からも、適切な価格転嫁の実現が喫緊の課題となっております。また、地政学リスクの上昇に伴うサイバーセキュリティ確保や、ＧＸ等、多様な社会課題についても取組の重要性が高まっております。これらの課題に適確に対応するためには、一部の企業だけでは限界があり、サプライチェーン全体での取組が必要不可欠です。

関係団体の皆様の御尽力により、｢パートナーシップ構築宣言｣は拡大を続けておりますが、このような現下の経済社会情勢の下でこそ、各事業者において、宣言の趣旨を踏まえ、サプライチェーン全体での課題克服に向けた取組や、取引関係の適正化に向けた取組が実行されることが、一層強く、期待されるところであります。

本年２月21日に開催した「第６回未来を拓くパートナーシップ構築推進会議」においては、取引階層が深くなるにつれて、価格転嫁率が低下する傾向があるという実態を踏まえ、直接の取引先だけでなく、２次以降の取引階層も視野に入れた対応が必要であることが議論されました。

これを踏まえ、重層的なサプライチェーンにおける価格転嫁が進むよう、ひな形を改正いたしました。なお、今回の改正は、「３．その他（任意記載）」欄における記載例の追加に伴う改正であるため、全ての企業において宣言の更新が必要となるわけではありません。重層的なサプライチェーンを構築されている宣言企業の皆様におかれましては、３．その他（任意記載）欄へ記載を追加する更新をご検討いただきたいと考えております。

つきましては、貴団体におかれては、会員企業様へ、｢パートナーシップ構築宣言｣のひな形が改正されたこと、全ての企業において宣言の更新が必要となるわけではないものの、重層的なサプライチェーンを構築されている宣言企業の皆様におかれては、宣言の更新を検討いただきたいことについて、周知をお願いいたします。また、まだ宣言されていない会員企業様へは、引き続き宣言の実施をご検討いただくよう、合わせて周知をお願いいたします。

以上、御協力のほど、何卒よろしくお願い申し上げます。